

有機物を含む清掃土砂等処理業務仕様書

(目的)

第1条 本業務は、堺市域内の雨水管、水路等の下水道施設の清掃により発生する有機物を含む清掃土砂等（以下「清掃土砂等」という。）を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令に従い適正に処理することにより円滑な下水道施設の維持管理を図ることを目的とする。

(業務内容)

第2条 堺市上下水道局（以下「発注者」という。）が管理する下水道施設から排出した清掃土砂等を受注者が管理・保有する産業廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）において焼却による中間処理を実施した後、処分を行うものである。

2 受注者が清掃土砂等を受入れる施設は、堺市内にある処理施設に限定する。また、処理施設の清掃、修繕等により休止する場合に使用する代替処理施設（以下「代替処理施設」という。）もこれに従うものとする。

3 受注者は、前項の処理施設又は代替処理施設以外で、発注者から委託された清掃土砂等の中間処理を行ってはならない。

4 発注者が排出する清掃土砂等の処理施設への搬入は、発注者が指定する収集搬出業者が行うものとする。

(処理施設の休止等)

第3条 受注者は、処理施設の清掃、修繕等による長期休止時期の予定があるときは、事前に発注者に連絡し、代替処理施設について発注者の了承を得るものとする。

2 突発的な清掃、修繕等により処理施設を休止することとなった場合は、受注者は早急に発注者に報告するものとする。

(処理施設の事故等)

第4条 処理施設の事故等により清掃土砂等の処理が不可能となった場合、受注者は発注者並びに関係行政機関に速やかに報告すると共に発注者と早急に協議を行い、本業務を履行するための対策並びに処置を迅速に実施するものとする。

2 受注者又は処理施設において、行政処分の実施により清掃土砂等の処理が不可能となった場合は速やかに発注者に報告すると共に、受注者は事後の対応について誠意をもって協議するものとする。

(再委託の禁止)

第5条 受注者は、本業務を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）をしてはならない。ただし、相当の理由があり、法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

(収集搬出業者)

第6条 第2条第4項の発注者が指定する収集搬出業者については、本業務の履行開始日までに発注者が受注者にその名称、所在地、搬出に使用する車両等を文書で通知するものとする。また、発注者が収集搬出業者を変更した場合は、変更後の収集搬出業者の名称、所在地、使用車両等を速やかに文書で通知するものとする。

(履行期間)

第7条 本業務の履行期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までとする。

(発注方法等)

第8条 発注方法は、本市が運搬委託業者を介して清掃土砂等を中間処理施設に搬入することとし、搬入された清掃土砂等を計量（小数第2位まで）のうえ受入処理するものとする。

- 2 契約は、1 tあたりの単価契約（消費税を含む。）とする。
- 3 請求は、月末で取りまとめて行うものとする。
- 4 支払は、請求のあった日から30日以内に口座振替の方法により支払うものとする。

(予定数量等)

第9条 発注者が受注者に処理を委託する清掃土砂等の種類及び予定数量は、次のとおりとする。ただし、数量については増減するものとする。

種類	汚泥
数量	1年あたり 約550 t

【参考】平成26年度及び平成27年度の搬出量実績

年度	年間合計 搬入量(t/年)	1月当たりの 搬入量(t/月)
平成26年度	680.20	21.81～118.82
平成27年度	574.06	16.11～78.64

本表は、本業務の予定数量の目安として過去の実績を示したもので、雨水管や水路の清掃予定箇所や降雨等の状況により変動することがあるものとする。

(義務と責務)

第10条 発注者は、清掃土砂等の適正な処理のために必要な情報として、次の事項をあらかじめ受注者に通知するものとする。

- ア 清掃土砂等の性状及び荷姿
 - イ 腐敗、発揮等性状の変化に関する事項
 - ウ 混合等により生じる支障
 - エ その他取扱う際に注意すべき事項
- 2 発注者は、委託する清掃土砂等の性状等に変更があった場合は、受注者に対して速やかに口頭、電子メールもしくは書面をもってその変更の内容及びその程度について連絡するものとする。
 - 3 発注者は、委託する清掃土砂等の処理に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意し、万一混入したことを知りえたときは、直ちに受注者にその内容を通知しなければならない。

(搬出時の事故等)

第11条 受注者は、発注者から委託された清掃土砂等を処理施設又は代替処理施設に荷降ろしされた後、処理が完了するまでは法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した事故により損害が生じた場合は、その原因が発注者の責に帰すべき場合を除き、受注者が責任を負う。

(協議)

第12条 この仕様書にない事項並びに本仕様書の各条項に疑義が生じた場合は、関係法令に従い、その都度発注者、受注者双方が誠意を持って協議して決めるものとする。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市上下水道局契約関係暴力団排除措置要綱第2条の規定により準用する堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、再委託契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約期間中の予定総額（税込）が500万円未満の場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、契約金額（税込）が500万円以上となる再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。